

## まちなか周遊推進事業 実施要領

### 1 目的

県内外から多くの集客のある「三井アウトレットパーク 北陸小矢部」からの市街地への誘客及び市内での消費拡大を目的に「おやべ周遊クーポン」及び「三井ショッピングカード優待特典」事業を実施する。

### 2 事業主体

まちなか周遊推進協会（小矢部市、小矢部市商工会、小矢部市観光協会）

### 3 事業内容

#### ○ 店舗側

- (1) 「おやべ周遊クーポン」を提示する消費者に対してクーポン特典を提供する。
- (2) 「三井ショッピングパークカード」を提示する消費者に対してクーポン特典を提供する。

#### ○ 事務局

- (1) 参加店舗の情報を専用ホームページへの掲載、メディアへの広告掲載などをおとしてPRを行う。
- (2) アウトレットモールに対して参加店舗の情報を提供し、広告媒体への掲載を依頼する。（チラシや店舗への取材等）

### 4 事業期間

令和3年4月初旬から令和4年3月末日まで（申し出がない限り継続）

### 5 参加資格

#### (1) 対象事業者

下記ア及びイの条件を満たす事業者

ア 小矢部市内で卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業を営んでいること

イ 粗品進呈や割引などクーポン特典に協力できること

※ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条に規定する業種は対象事業者から除く。

### 6 参加方法

「まちなか周遊推進事業 参加申込書」（以下「参加申込書」という。）を事務局へ提出することにより事業に参加することができる。

## 7 掲載・更新方法

- (1) 周遊提案HPの内容等は、原則1か月ごとに更新することができる。
- (2) 参加店舗の掲載内容は、変更の申し出がない限り継続して掲載する。
- (3) 参加店舗は、掲載内容を変更したい場合、事務局へ変更届を提出しなければならない。

## 8 費用

掲載等にかかる費用は無料とする。ただし、クーポン特典に関する経費は、参加店舗が各自負担する。

## 9 掲載中止

以下に該当する場合、参加資格を失う。

- (1) 掲載中止の申出書を提出したとき
- (2) 本事業の趣旨・目的に反する行為があったとき

## 10 アンケートの実施

毎年2月～3月に、クーポン券利用の実績把握を主な目的として、参加店舗を対象に簡単なアンケートを実施する。

事務局は、アンケートによる参加店舗の意見を参考とし、事業内容の改善に取り組む。

## 11 事務局

小矢部市商工観光課 【担当】長谷川

〒932-8611 小矢部市本町1番1号 TEL：67-1760 FAX：68-1567

小矢部市商工会 【担当】小西

〒932-0048 小矢部市八和町5番15号 TEL：67-0756 FAX：67-6353